

部長会議付議事案書（報告）

（令和6年7月2日）

提案課名 健康づくり課

報告者名 栗原 康彦

事案名	秦野市休日夜間急患診療所等整備検討会について	有 資料 無
提案趣旨	秦野市休日夜間急患診療所等整備検討会（以下「検討会」という。）を設置し、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等と協議しながら、老朽化している秦野市休日夜間急患診療所等の建て替えを含めた検討を進めるものです。	
概要	現在の秦野市休日夜間急患診療所は、平成2年4月に開設したもので、開設から34年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。 そのような中、本年3月に一般社団法人秦野伊勢原医師会から「秦野市三師会休日夜間急患診療所及び医師会館の移転候補地の検討及び適地の選定に関する要望書」が提出されました。 秦野市休日夜間急患診療所及び秦野市歯科休日急患診療所の一次救急医療は、市町村が実施主体であることから、本市が医師会及び歯科医師会と協議しながら検討を進める必要があります。また、一次救急医療の適切な水準を確保するためには、秦野市休日夜間急患診療所の診療時間（休日及び夜間）に調剤事業を行っている秦野市薬剤師会薬局についても、薬剤師会と協議しながら検討を進める必要があります。 つきましては、本市が検討会を設置し、三師会等と協議しながら秦野市休日夜間急患診療所等の建て替えを含めた整備の方向性（整備方針案）を検討します。 1 検討会構成員（14名） (1) 一般社団法人秦野伊勢原医師会（2名） (2) 一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会（2名） (3) 特定非営利活動法人秦野市薬剤師会（2名） (4) 神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター（1名） (5) 秦野市こども健康部を所管する副市長、こども健康部長、総合政策課長、防災課長、まちづくり計画課長、公共建築課長、消防管理課長	

概 要	2 検討事項 建設候補地等の選定、施設規模及び施設機能等を踏まえた整備方針（案）の作成、その他整備の推進に必要な事項
経 過	令和6年 3月 一般社団法人秦野伊勢原医師会（秋澤孝則会長）から、「秦野市三師会休日夜間急患診療所及び医師会館の移転候補地の検討及び適地の選定に関する要望書」が提出される。 〃 4月 検討会設置要綱の作成、整備方針（素案）の作成 〃 5月 検討会の設置（要綱の制定）
今 後 の 進 め 方	令和6年 7月 第1回検討会の開催（候補地を含め整備方針（案）の検討） 〃 8月 第2回検討会 〃 10月 第3回検討会 〃 11月 第4回検討会 〃 政策会議（候補地を含め整備方針（案）を付議） 〃 令和7年度予算要求 ※総合計画（後期基本計画）への位置づけ 令和7年度以降のスケジュールについては、検討会の中で協議する。

秦野市休日夜間急患診療所等整備検討会設置要綱

(令和6年5月23日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市休日夜間急患診療所、秦野市歯科休日急患診療所及び秦野市薬剤師会薬局（以下「秦野市休日夜間急患診療所等」という。）の施設の整備について検討するための組織として、秦野市休日夜間急患診療所等整備検討会（以下「検討会」という。）を設置するに当たり、その組織、運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討会は、秦野市休日夜間急患診療所等の整備方針に関する事項その他の整備について必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）により組織する。

- (1) 一般社団法人秦野伊勢原医師会から推薦を受けた者2名
- (2) 一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会から推薦を受けた者2名
- (3) 特定非営利活動法人秦野市薬剤師会から推薦を受けた者2名
- (4) 神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センターから推薦を受けた者1名
- (5) 秦野市こども健康部を所管する副市長、こども健康部長、総合政策課長、防災課長、まちづくり計画課長、公共建築課長及び消防管理課長

2 前条第1号から第4号までに規定する構成員が欠けたときは、遅滞なく補欠の構成員を推薦するものとする。

(会議)

第4条 検討会の会議（以下「会議」という。）は市長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて座長を置くことができる。
- 3 座長を置いたときは、座長が会議の議長となる。
- 4 検討会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、健康づくり課において処理する。

- 2 会議における意見又は助言は、健康づくり課において記録し、文書化する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、

会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月23日から施行し、秦野市休日夜間急患診療所等の整備が完了した後、最後の会議の日限り、その効力を失う。